

総行公第 98 号  
総行給第 46 号  
総行女第 33 号  
総行福第 221 号  
総行安第 48 号  
令和 7 年 8 月 28 日

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市議会議長  
各人事委員会委員長

〕 殿

総務省自治行政局公務員部長  
(公印省略)

#### 会計年度任用職員制度に係る事務処理マニュアルの改訂について（通知）

会計年度任用職員制度については、各地方公共団体に留意いただきたい点を「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」として取りまとめ、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第 2 版）の修正等について」（令和 4 年 12 月 23 日総行公第 148 号・総行給第 82 号・総行福第 358 号・総行安第 49 号）により、第 2 版の「令和 4 年 12 月 23 日付け公務員課長等通知による修正反映」版（以下「旧マニュアル」という。）を发出しているところです。

この度、下記のとおり、その後の順次の一部改正の内容等を反映し、新たに「会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル」として取りまとめましたので送付いたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条（技術的助言）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 1. 旧マニュアルからの主な改正内容

#### (1) 以下の通知による改正内容の反映

- ・常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて（令和5年5月2日総行給第21号）
- ・地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（通知）（令和5年6月9日総行給第29号・総行女第12号）
- ・「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の改正について（令和6年6月28日総行公第49号）
- ・「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の改正について（令和7年3月31日総行公第36号）
- ・「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の改正について（令和7年6月25日総行給第29号）

#### (2) その他所要の改正

- ・記載内容の時点更新（制度導入時限りの記載で、現在参照の必要性が低い箇所削除等）等

### 2. 送付資料

別紙1：会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル

別紙2：会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル I（総論）  
～III（Q&A）の新旧対照表

※旧マニュアルからの改正箇所を示したもの